

条約改正の実現（治外法権の撤廃）



* 河崎家文書1373「明治双六（明治元～36年）」

解説

末に江戸幕府が各国と結んだ不平等条約の改正は、明治政府にとって大きな外交課題の一つでした。条約改正を成功させるために、明治政府は近代化をおし進め、法律の整備を進めました。

度重なる交渉の結果、日清戦争直前の1894（明治27）年、陸奥宗光外務大臣はイギリスと領事裁判権を撤廃した日英通商航海条約の締結に成功しました。新条約は1899（明治32）年7月から実施され、これにより、日本は近代的な法治国家として認められ、欧米と国際的に対等な地位を手に入れることができました。

写真は1902（明治35）年に作成された「明治双六」で、明治元年から明治36年までの重大事件が、1年ごとにイラストでとり上げられています。この双六では「明治32年」が条約改正の年とされており、明治時代の人々には、条約締結年よりもむしろ実施年の方が「条約改正の年」として記憶されていたことがわかります。

なお、この時の改正では、関税自主権については、一部回復にとどまりました。完全な回復は、1911（明治44）年、小村寿太郎外相がアメリカとの条約調印に成功するまで待たなければなりませんでした。

* 佐川家文書の中に、新条約実施に関し、村民へ訓諭が行われたことを記す資料があります。佐賀村役場から佐合島出張所への通知で、「明後日、講師が派遣され新条約実施に関する訓諭があるので、島民が参聴するよう取りはからって欲しい。他都市でも非常に多くの参聴者があったとのことであり、なおかつ、この講演は臣民として心得ておかなければならない重要な事柄なので多数参聴するよう、十分斡旋して欲しい」となっています。条約改正が国民的な関心事であったことが窺えます（佐川家文書（平生町佐合島）2289（55の29））。